

海田町給水条例施行規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、海田町給水条例（昭和43年海田町条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(共用給水装置)

第2条 共用給水装置は、公設又は私設とする。

(共用給水装置を使用できない者)

第3条 共用給水装置は、次の各号のいずれかに該当する者は、使用することができない。ただし、地勢その他の理由により水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の承認を受けた者はこの限りでない。

- (1) 専用給水装置のある家屋に居住する者
- (2) 自費で専用給水装置を設置することができると認められる者

(公設共用給水装置を使用できる者)

第4条 公設共用給水装置は、次の各号のいずれかに該当する者に使用させる。

- (1) 自費で給水装置を設置することができないと認められる者
- (2) 災害又は衛生上一時供給の必要があると認められる者
- (3) その他管理者が必要と認める者

(共用給水装置設置の申込み)

第5条 新たに共用給水装置の設置の申込みをしようとする者は、2戸以上の連署により申し込まなければならない。

(共用給水装置の代表者)

第6条 共用給水装置を使用する者は、1給水装置ごとに代表者1人を選定し、連署して管理者に届け出なければならない。代表者を変更し、又は住所を変更したときも同様とする。

- 2 前項の届出書には、給水装置の所在地、使用者の住所氏名、料金の負担、その他使用上の取決め等を記載するものとする。
- 3 代表者の用務は、共用給水装置使用者の給水開始、廃止、移動等の届け及び共用給水装置の使用者の使用上の取締りその他の事務等とする。
- 4 管理者は、第1項の代表者を不相当と認めるときは、変更させることができる。

第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の承認手続)

第7条 条例第4条の2に規定する給水装置の新設、改造又は修繕の工事をしようとする者は、別記様式第1号による給水装置工事申請書に所要事項を記入して、管理者の承認を受けなければならない。

2 条例第4条の2に規定する給水装置の撤去の工事をしようとする者は、給水装置の所在地、撤去の理由、工事の施行予定者及び現使用者（使用者がないときは前使用者）等を記載した書面に利害関係人の同意書を添えて、管理者の承認を受けなければならない。

(町が受託して施行する工事等の申込み手続)

第8条 給水装置の工事の設計又は施行を管理者に委託しようとする者は、前条第1項又は第2項の書面にその旨を明示して申し込まなければならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が委託を受けて施行する工事の費用の額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労力費

(4) 道路復旧費

(5) その他の諸経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときはその費用を加算する。

3 工事の費用は、前納とする。ただし、官公署その他管理者が特に認めた者については、工事終了後に納付することができる。

(指定給水装置工事事業者の工事の設計審査の手続)

第10条 指定給水装置工事事業者が、条例第5条第2項の設計審査を受けようとするときは、管理者が別に定める様式による設計書2通に、設計を依頼した者の住所氏名を明記して申し出なければならない。

2 前項の規定は、設計審査を受けた設計書を変更する場合にこれを準用する。ただし、その変更が軽易なものにあつては、事前に管理者の承認を得て、変更配管図等の提出をもってこれに代えることができる。

(指定給水装置工事事業者の工事検査の手続)

第11条 指定給水装置工事事業者が、条例第5条第2項の工事検査を受けようとするときは、別記様式第2号による給水装置工事竣工届及び竣工検査願に、条例第32条第1項に定める額の手数料を添えて申し出なければならない。

(指定給水装置工事事業者が行う工事の中間検査)

第12条 管理者が必要と認めるときは、指定給水装置工事事業者が施行する工事について中間検査をすることができる。

2 指定給水装置工事事業者は、原則として前項の中間検査に立ち会うものとする。

3 指定給水装置工事事業者は、正当な理由なく、第1項の中間検査又は前項の立会いを拒んではならない。

(事業費の負担)

第13条 条例第10条の規定により配水施設の増設又は改良に要する費用の全部又は一部を負担することになった者は、管理者が別に定める費用の概算額を納期限までに納付しなければならない。

2 前項の費用の概算額が納期限までに納付されないときは、当該給水の申込みはなかったものとみなす。

(指定給水装置工事事業者の公示)

第14条 管理者は、条例第5条に規定する指定給水装置工事事業者を指定し、又は取消したときは、海田町公告式条例（昭和31年海田町条例第2号）第2条第2項別表に定める掲示場に掲示するものとする。

(工事の保証)

第15条 管理者が施行した給水装置の工事において、工事完了後3か月以内に不良箇所を発見したときは、町の費用で修繕する。

第3章 給水

(給水の申込み)

第16条 条例第12条の規定により給水の申込みをしようとする者は、給水装置の所在地、使用者、使用開始年月日等を口頭で、又は申込書に記載して申し込まなければならない。

(使用者の義務)

第17条 条例第12条の規定により給水の承認を受けた者は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 給水装置の管理義務
- (2) 水道料金の支払義務
- (3) 使用中止, 変更等の届出義務

(管理人の選定)

第18条 所有者が給水区域に居住しないとき, 又は管理者が必要と認めるときは, 所有者は, 自己に代わって条例及びこの規程に定める事項を処理する管理人を給水区域内に居住する者のうちから選定し, 連署して管理者に届け出なければならない。管理人を変更し, 又は住所を変更したときも同様とする。

2 前項の届書には, 給水装置の所在地, 所有者及び管理人の住所氏名, 所有者と管理人の関係, 料金支払の方法等を記載しなければならない。

3 管理者は, 管理人を不相当と認めるときは, 変更させることができる。

(メーターの保管等)

第19条 メーターは, 常に検針が容易にできるようにし, 設置場所にはみだりに物を堆積し又は工作物を設けてはならない。

2 使用者が欠けた場合のメーターの保管は, 当該給水装置の所有者とする。

(メーターの設置場所の変更)

第20条 管理者は, 給水装置の管理上必要があると認めるときは既設のメーターの設置場所を変更させることができる。

2 前項のメーターの設置場所を変更するために要する費用は, その必要を生じさせた者の負担とする。

(自己負担のメーターの検査手続)

第21条 条例第15条第2項に規定するメーターの検査承認を受けようとする者は, その申込書に, 水道の使用目的, 当該メーターの設置の必要性, 機種, 設置予定年月日等を記載しなければならない。

(修理の申込み手続)

第22条 給水装置の修理を管理者に委託しようとする者は, 使用者又は所有者の住所氏名, 修理の箇所又は故障の概要, 修理を希望する日時等を明示して申し込まなければならない。

2 前項の修理の費用は, 集金制により徴収する。

(指定給水装置工事事業者が施行する修理)

第23条 指定給水装置工事事業者が、次の各号のいずれかに該当する給水装置の修理の依頼を受けたときは、あらかじめ管理者に申し出て指示を受けなければならない。

- (1) 配水管に影響があると認められる部分の修理
- (2) 地下に埋設する部分の修理
- (3) その他当該水道使用者等以外の者の給水装置に影響があると認められるもの
(各種の届出)

第24条 条例第19条の規定により、水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の定めるところにより管理者に届け出て、又は申請しなければならない。

- (1) 水道の使用を中止し、又は廃止しようとするときは、給水装置の所在地、使用者、転居先等を口頭で、又は届書に記載して届け出ること。
- (2) 用途を変更しようとするときは、給水装置の所在地、使用者、新旧の用途及び変更理由等を口頭で、又は届書に記載して届け出ること。
- (3) 給水装置の所有権に移動があったときは、旧所有者は、第1号の水道廃止の届出を、新所有者は、給水装置工事申請書に所要事項を記載し、申請すること。
- (4) 私設消火栓を消防演習に使用するときは、届書に給水装置の所在地、使用責任者、使用日時等を記載して届け出ること。
- (5) 消防用として水道を使用したときは、届書に、給水装置の所在地、使用者及び使用した日時を記載して届け出ること。

(水の販売等の許可手続)

第25条 条例第21条ただし書の規定により、水の販売等の許可を受けようとする者は、その申込書に、水を販売し、又は分与しようとする者の住所氏名及び職業、水の使用目的、販売又は分与の条件、方法及び期間等を記載しなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第26条 条例第22条の規定により給水装置（メーターを含む。）又は水質の検査を請求しようとするものは、その請求書に、給水装置の所在地及び検査を求める事項等を記載しなければならない。

第4章 料金

(料金計算における1か月)

第27条 料金計算上の月の解釈は、次のとおりとする。

- (1) 毎月検針のものの1か月（月）とは、前回検針の日から次の検針の日までをいう。
- (2) 隔月検針のものの1か月（月）とは、前回検針の日から次の検針の日までを2か月とし、これを2分したものをいう。

（適用区分）

第28条 条例第24条及び第25条に規定する基本料金及び従量料金の用途の区分の適用基準は、次の各号に掲げる用途に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般用 専ら日常生活のために水を使用するものをいう。
- (2) 業務用 一般用、臨時用、公衆浴場用又はプール用以外に水を使用するものをいう。
- (3) 臨時用 建設工事その他の理由により一時的に水を使用するものをいう。
- (4) 公衆浴場用 公衆浴場（公衆浴場法施行条例（昭和25年広島県条例第45号）第2項第1号の一般公衆浴場をいう。）の用に使用するものをいう。
- (5) プール用 公設及び学校プールの用に使用するものをいう。

2 前項の用途別区分は、1給水装置につき1つの用途別区分を適用する。

（メーター検針の定例日）

第29条 条例第26条に規定する隔月定例日は、月の初日から10日までのうち、管理者が定める日とする。ただし、大口径メーターであること等の理由により管理者が指定したメーターに係る検針の隔月定例日は、原則13日とする。

2 条例第26条ただし書の規定による定例日以外のメーターの検針を行う日は、あらかじめ管理者が定めた隔月ごとの月の初日から10日までとする。

（使用水量の端数計算）

第30条 条例第26条又は第27条の規定による料金の算定において、使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。

（使用水量及び納入の通知）

第31条 管理者は、条例第13条第1項の規定により使用水量を計量したときは、その都度当該使用水量を通知する。

2 管理者は、条例第26条又は第27条の規定により料金を算定したときは、納入通知書を送付することにより当該料金を通知する。ただし、口座振替又は自動払込みによる納付にあつては、電磁的記録による口座振替又は自動払込みの一覧を出納取扱金融機関等へ送付することにより当該通知に代えるものとする。

（料金の納期限等）

第32条 料金の納期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 納入通知書により料金を徴収する場合 検針日の属する月の翌月末
- (2) 口座振替又は自動払込みにより料金を徴収する場合 検針日の属する月の月末又は翌月末
- (3) 前各号以外の方法により料金を徴収する場合 管理者がその都度定める日

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に規定する日が海田町の休日を定める条例（平成元年海田町条例第12号）に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日をもってその納期限とみなす。

（料金算定の特例）

第33条 条例第27条第3項の規定により管理者が必要と認めるものは、独立した区画を有する建築物又は団地（寄宿舍、下宿、独身寮その他これらに類するものを除く。以下「共同建築物等」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 各戸の使用者が異なるもの
- (2) 各戸に給水栓が1個以上設置されているもの

2 条例第27条第3項の規定により各戸につき料金を算定する場合の基本となる戸数は、共同建築物等の入居戸数とする。ただし、当該共同建築物等に業務上水を必要としない事務所その他これに類するものが併存しているときは、これらの部分は一括して1戸とみなす。

3 条例第27条第3項の規定により各戸につき料金を算定する場合のメーターの口径は、各戸に13ミリメートルのものが設置されたものとみなし、使用水量は、各戸が均等使用したものとみなす。

4 条例第27条第3項の規定の適用を受けようとする使用者又は所有者は、あらかじめ管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

5 前項の承認をした場合は、当該申請を受理した日を基準として、次期請求分から各戸につき料金を算定する。

6 第4項の規定により承認を受けた使用者又は所有者は、各戸につき料金を算定する場合の基本となる戸数が増加し、若しくは減少し、又は用途の変更をするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

（使用水量の認定）

第34条 条例第29条に該当する場合の使用水量は、前年同期間の使用水量その他の使用実績を参酌して管理者が認定する。

(料金等減免の適用基準)

第35条 海田町の給水区域において、条例第32条の規定により料金を減免することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減免額は、当該各号に定める額とする。

(1) 次のいずれかに該当する者（以下「障害者」という。）又は障害者と同一の世帯に属する者が水道を使用する場合であって、別表第1障害者の年齢の欄、所得者の欄及び扶養親族等の人数の欄の各項に掲げる者（障害者以外の者にあつては、障害者と同一の世帯に属する者に限る。）ごとの前年の所得（管理者が定めるところにより算出した所得をいい、1月1日が属する料金の算定の基礎となる月から7月31日が属する料金の算定の基礎となる月までの水道の使用に係る料金の減免については、前前年の所得。次号において同じ。）が、それぞれ同表の所得の額の欄に定める額であるとき 基本料金相当額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当するもの

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において、最重度、重度又は中度と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に規定する障害等級の1級又は2級に該当するもの

エ アからウまでに準ずる程度の障害を有すると管理者が認めた者

(2) 次のいずれにも該当する者（以下「寝たきり老人等」という。）又は寝たきり老人等と同一の世帯に属する者が水道を使用する場合であつて、別表第2所得者の欄及び扶養親族等の人数の欄の各項に掲げる者（寝たきり老人等以外の者にあつては、寝たきり老人等と同一の世帯に属する者に限る。）ごとの前年の所得が、それぞれ同表の所得の額の欄に定める額であるとき 基本料金相当額

ア 本町の区域内に住所を有する65歳以上の者

イ 日常生活において常時介護を必要とする状態にある者

(3) 次のいずれかに該当する者が属する世帯及びこれと同様の事情にあると管理者が認めた世帯（ア及びウに掲げる者が属する世帯及び管理者が認めた世帯にあつては、当該世帯に属する別表第3所得者の欄及び扶養親族等の人数の欄の各号に掲げる者ごとの前年の所得がそれぞれ同表の所得の額の欄に定める額である世帯に限る。）に属する者が水道を使用する場合 基本料金相当額

ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。以下同じ。）を監護し、又は養育していることにより同法第4条に規定する支給要件に該当する者

イ 海田町ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年海田町条例第21号。以下「医療費支給条例」という。）第4条第2項の規定により受給者証を交付された者（以下「受給者証所持者」という。）

ウ 医療費支給条例第3条第1項に規定する者（受給者証所持者を除く。）

(4) 管理者が減免する必要があると認める社会福祉施設が水道を使用する場合 基本料金相当額

(5) その他管理者が特に減免する必要があると認める場合 管理者が定める額

2 前項第1号から第3号までの規定は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助（同条第1号に係るものに限る。）を受けている世帯については適用しない。

3 第1項の規定により、料金の減免を受けようとする使用者は、管理者が別に定める申請書に必要書類を添えて申請しなければならない。

4 管理者は、前項の申請を受けたときは、その可否を決定し、申請者に通知するものとする。

5 第1項の規定により料金の減免を受けている者は、その理由が消滅した場合は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

（過誤納による料金の精算）

第36条 料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

第5章 管理

(身分証明書)

第37条 管理者は、条例第34条の規定によって給水装置を検査する場合には、検査に従事する職員に別記様式第3号による身分証明書を交付するものとする。

2 前項の検査に従事する職員は、同項の身分証明書を常に携帯し、検査の際水道使用者等から請求のあったときは、これを提示して身分を明らかにしなければならない。

(給水台帳)

第38条 管理者は、第7条の規定による給水装置の新設の承認、第16条の規定による給水の申込み及び第24条第3号の所有権の移動の申請に当たって提出された給水装置工事申請書を、加除式により編てつして、給水台帳を調製するものとする。

2 前項の給水台帳は、閲覧することができる。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第39条 条例第34条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、広島県飲用井戸等衛生対策推進要領（平成5年9月30日付け広島県福祉保健部長通知）に定める管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

第6章 雑則

(料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準)

第40条 条例第39条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 詐欺その他不正の行為により2か月未満の使用期間の料金の徴収を免れた者 徴収を免れた金額（当該金額が1万円を超えないときは、1万円とする。以下同じ。）の1倍に相当する額以上3倍に相当する額以下
- (2) 詐欺その他不正行為により2か月以上の使用期間の料金の徴収を免れた者 徴収を免れた金額の3倍に相当する額以上5倍に相当する額以下
- (3) 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の5倍に相当する額

(その他)

第41条 この規程の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、廃止前の海田町給水条例施行規程（昭和43年海田訓令第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程相当の規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第35条第1号関係）

障害者の年齢	所得者	扶養親族等の人数	所得の額
20歳未満	障害者の父母又は養育者	無	4,596,000円未満
		1人以上	4,596,000円に扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この表（備考を除く。）において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が16歳以上23歳未満の扶養親族であるときは、当該扶養親族1人につき630,000円とする。）を加算した額未満
	障害者の父母又は養育者の配偶者又は扶養	無	6,287,000円未満
		1人	6,536,000円未満
		2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,
		義務者	

20歳以上	障害者	無	1,695,000円以下
		1人以上	1,695,000円に扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が16歳以上23歳未満の扶養親族であるときは、当該扶養親族1人につき630,000円とする。）を加算した額以下
	障害者の配偶者又は扶養義務者	無	6,287,000円未満
		1人	6,536,000円未満
		2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）未満

備考

- この表において「障害者の父母」とは、障害者を監護する父又は母（父及び母が監護する場合は当該父又は母のうち主として当該障害者の生計を維持する者、当該父及び母がいずれも当該障害者の生計を維持しない場合は当該父又は母のうち主として当該障害者を介護する者）をいう。
- この表において「養育者」とは、障害者の父母がいない場合において、障害者を監護し、かつ、その生計を維持する者（養育者が2人以上いる場合は、当該養育者のうち主として当該障害者の生計を維持する者）をいう。
- この表にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。
- この表において「扶養義務者」とは、民法（明治29年法律第89号）第877条第

1項に定める者（養育者又は障害者の扶養義務者にあつては、当該養育者又は障害者の生計を維持する者に限る。）をいう。

- 5 この表において「扶養親族等」とは、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族をいう。ただし、障害者の年齢が20歳未満で所得者が障害者の養育者の場合は、障害者の養育者の扶養親族等でない障害者で当該障害者の養育者が前年の12月31日において生計を維持したものを含む。

別表第2（第35条第2号関係）

所得者	扶養親族等の人数	所得の額
寝たきり老人等	無	1,695,000円以下
	1人以上	1,695,000円に扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この表（備考を除く。）において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が16歳以上23歳未満の扶養親族であるときは、当該扶養親族1人につき630,000円とする。）を加算した額以下
寝たきり老人等の配偶者又は扶養義務者	無	6,387,000円未満
	1人	6,636,000円未満
	2人以上	6,636,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、
		た額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）未満

備考

- 1 この表にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。
- 2 この表において「扶養義務者」とは、民法第877条第1項に定める者（主として寝たきり老人等の生計を維持する者に限る。）をいう。
- 3 この表において「扶養親族等」とは、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族をいう。

別表第3（第35条第3号関係）

所得者	扶養親族等の人数	所得の額
児童の父母又は養育者	無	4,596,000円未満
	1人以上	4,596,000円に扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この表（備考を除く。）において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が16歳以上23歳未満の扶養親族であるときは、当該扶養親族1人につき630,000円とする。）を加算した額未満
児童の父母又は養育者の配偶者又は扶養義務者	無	6,287,000円未満
	1人	6,536,000円未満
	2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）未満

備考

- 1 この表において「児童」とは、児童扶養手当法第3条第1項に規定する児童をいう。
- 2 この表において「父母」とは、児童の父又は母をいう。

- 3 この表において「養育者」とは、児童扶養手当法第4条第1項に規定する養育者をいう。
- 4 この表にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。
- 5 この表において「扶養義務者」とは、民法第877条第1項に定める者（主として児童の父母又は養育者の生計を維持する者に限る。）をいう。
- 6 この表において「扶養親族等」とは、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族をいう。ただし、所得者が児童の養育者の場合は、児童の養育者の扶養親族等でない児童で当該児童の養育者が前年の12月31日において生計を維持したものを含む。